

令和6年度金融機関と連携したサステナビリティ経営促進事業 補助金交付要綱
(グリーンローン/ブルーローン)

令和6年5月21日
6ス戦事第304号

(交付の目的)

第1条 この補助金は、都内中堅・中小企業等の経営をサステナビリティに配慮したものへと転換を促すため、東京都（以下「都」という。）と「サステナブルファイナンス活性化に向けた連携協定」を締結した金融機関（以下「連携金融機関」という。）が取り扱うグリーンローン（ブルーローンを含む。）（以下「グリーンローン等」という。）により資金調達をしようとする事業者等に対して支援（外部レビューの付与をいう。）を行う事業（以下「補助事業」という。）に要する経費の一部を補助するものである。

(交付の対象)

- 第2条 都は、前条の目的を達成するため、別表の第2欄において都が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、1百万円を限度（ブルーローンは3百万円を限度）として補助金を交付するものとする。
- 2 補助金の交付を申請できる者（以下「申請者」という。）は、環境省が実施する二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（グリーンファイナンス拡大に向けた市場基盤整備支援事業（脱炭素関連部門））又は地域環境保全対策費補助金（グリーンファイナンス拡大に向けた市場基盤整備支援事業（環境保全対策関連部門））（以下これらを「環境省補助金」と総称する。）の交付決定を受けた者とする。
- 3 前条に規定する補助事業を2者以上の事業者が共同で実施する場合には、共同で補助金を申請するものとし、その代表者を補助金の交付の対象者とする。なお、代表者は、補助事業を自ら行う者に限る。また、この場合において、代表者を代表事業者、それ以外の事業者を共同事業者という。代表事業者は、補助事業実施に係る全ての責を負うものとし、共同事業者が法令等又はこの要綱に違反した場合についても代表事業者がその責を負うものとする。
- 4 環境省補助金の対象となる補助事業のうち、別紙の「対象事業の要件」に定める都が認めたものを補助金の交付対象とする。
- 5 補助事業の実施に関する要件その他の必要な事項は、別紙に定めるとおりとする。

(交付額の算定方法)

第3条 補助金の交付額は、次の各号に掲げる方法により算出するものとする。

- 一 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。

- 二 補助対象経費に別表の第4欄に掲げる補助率を乗じて得た額と第3欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。
 - 三 前第一号により算出された額と前号で選定された額とを比較して少ない方の額を交付額とする。ただし、1千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- 2 交付額の算出に当たっては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して算出しなければならない。ただし、算出時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（補助金の交付申請）

- 第4条 補助金の交付を受けようとする申請者は、環境省補助金の交付決定及び交付額決定を受けた後、様式第1に定める補助金交付申請書及び次の各号に掲げる書面を添付して、都へ申請するものとする。
- 一 環境省補助金の交付決定通知書（写し）
 - 二 環境省補助金の完了実績報告書（写し）
 - 三 環境省補助金の交付額確定通知書（写し）
 - 四 環境省補助金の資金調達支援計画書（写し）
 - 五 環境省補助金のグリーンボンド等補助対象要件確認シート（写し）
 - 六 補助金対象費用及び補助金対象外費用の計算書及び計算根拠となる資料（環境省補助金申請に当たり提出した資料の写し）
 - 七 令和6年度金融機関と連携したサステナビリティ経営促進事業補助金（グリーンローン等）に要する経費内訳（様式第1別紙1）
 - 八 補助金相当額の補助対象事業への充当に関する誓約書（様式第1別紙2）
 - 九 連携金融機関により実行されたグリーンローン等に係る連携金融機関との契約書（写し）及びグリーンローン等が実行されたことが分かる根拠資料
 - 十 グリーンローン等により資金調達した事業者等（以下「支援対象事業者」という。）が都内に本店登記を有することを確認できる書類（現在事項全部証明書等）（写し）
 - 十一 金融機関と連携したサステナビリティ経営促進事業における支援対象事業者の要件確認書（様式第1別紙3）
 - 十二 申請者と支援対象事業者の間に締結された補助事業に係る契約書（写し）（特約又は覚書等の写しを含む。）
 - 十三 ブルーローン補助対象要件確認シート（様式第1別紙4）（ブルーローンの場合のみ）

十四 その他が必要と認めるもの

2 前項の申請は、次に掲げる要件の全てを満たすものでなければならない。

一 別紙に定める「対象事業の要件」を満たしていること。

二 申請は、令和7年3月14日までに行われること。ただし、都が認めた場合については、この限りではない。

三 申請者が、当該資金調達支援業務について、環境省補助金以外の補助金等と重複して申請していないこと。

(交付の決定)

第5条 都は、前条の規定による補助金交付申請書又は次条の規定による変更交付申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきもの又は交付の決定の内容を変更すべきものと認めたときは、交付決定又は変更交付決定を行い、様式第2による交付決定通知書又は様式第3による変更交付決定通知書を申請者に送付するものとする。

2 都は、第3条第2項ただし書による交付額の算定により交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定又は消費税及び地方消費税の申告後において精算減額又は返還を行うこととする旨の条件を付して交付の決定を行うものとする。

(変更交付申請)

第6条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して補助金の額の変更申請を行う場合には、速やかに様式第4による変更交付申請書及び環境省補助金の執行団体である一般社団法人環境パートナーシップ会議（以下「EPC」という。）に提出済みの変更交付申請書（写し）、EPCより受領済みの変更交付決定通知書（写し）を都に提出しなければならない。

(交付の条件)

第7条 補助金の交付の決定には、次の各号に掲げる条件が付されるものとする。

一 補助事業者は、補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施する場合は、実施に関する契約を締結し、その契約書の写し（特約又は覚書等の写しを含む。）を都に提出しなければならない。

二 都は、補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するために必要があると認めるときは、補助事業者に対して、補助事業の経理について調査し、若しくは指導し、又は報告を求めることができる。

三 都は、支援対象事業者や投資家の利益を損なわないと認められる範囲において、補助事業者に対してグリーンローン等の普及に資するデータ等の提供を要請することができる。

- 四 補助事業者は、都が必要な範囲内において調査やデータ提供等を依頼した場合は、これに協力するものとする。
- 五 補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとする場合は、軽微な変更である場合を除いて、EPCに提出済みの事業計画変更承認申請書（写し）、その承認を受けたことが分かる分かる書類（写し）を都に提出し、その承認を受けなければならない。なお、補助金の額に変更を伴う場合は、前条に定める手続によるものとする。
- 六 補助事業者は、補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合は、様式第5による中止（廃止）承認申請書及びEPCに提出済みの中止（廃止）承認申請書（写し）、その承認を受けたことが分かる分かる書類（写し）を都に提出して承認を受けなければならない。
- 七 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに様式第6による遅延報告書及びEPCに提出済みの遅延報告書（写し）、提出後のEPCからの指示が分かる書類を都に提出して、その指示を受けなければならない。ただし、変更後の完了予定期日が当初の完了予定期日の属する年度を超えない場合で、かつ、当初の完了予定期日後2ヶ月以内である場合はこの限りでない。
- 八 補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、都の要求があったときは速やかに様式第7による遂行状況報告書を都に提出しなければならない。
- 九 補助事業者は、補助金の額の確定が行われるまでの間において、合併・分割等により補助事業者の名称又は住所の変更が生じたときは、遅滞なく都に報告しなければならない。
- 十 補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておくとともに、これらの帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、都の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかななければならない。
- 十一 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第8による令和6年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書により速やかに都に報告しなければならない。ただし、当該消費税等仕入控除税額を減額して第10条に規定する実績報告を行った場合には、この限りでない。
- 十二 都は、前号の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。当該返還の期限は、その命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

十三 補助事業者は、補助事業の完了後、環境改善効果その他補助事業の成果を検証するために必要な情報について、都から調査の要請があった場合には、当該調査に協力し、必要な情報を提供しなければならない。

十四 補助事業者は、都の要求があったときは速やかに補助金相当額が支援対象事業者に支払われたことが確認できる資料(写し)を都に提出しなければならない。

(申請の取下げ)

第8条 補助事業者は、第5条第1項の交付の決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から起算して15日以内に様式第9により補助金取下書を都に提出しなければならない。

(補助事業の遂行の命令等)

第9条 都は、第7条第8号の規定による報告書に基づき、補助事業が法令等、この要綱、交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認められるときは、補助事業者に対し、これらに従って補助事業を遂行すべきことを命ずることができる。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、都から交付決定を受けたときは、その日から起算して30日を経過した日又は令和7年3月21日のいずれか早い日までに様式第10による完了実績報告書を都に提出しなければならない。ただし、都が認めた場合については、この限りではない。

2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、第3条第2項ただし書の規定により交付額を算出した場合において、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第11条 都は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容(第7条第5号に基づく承認をした場合は、その承認された内容を含む。)及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定して、様式第11による交付額確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の支払)

第12条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第 12 による精算払請求書を都に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第 13 条 都は、補助事業者から第 7 条第 6 号による補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合、若しくは該当すると都が認めた場合は、第 5 条第 1 項の交付の決定の全部又は一部を取消することができる。ただし、第四号の場合において、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りではない。

- 一 補助事業者が、法令等若しくはこの要綱に基づく都の指示等に従わない場合
- 二 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- 三 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- 四 天災地変その他補助金の交付の決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部若しくは一部を継続する必要がなくなった場合又はその他の理由により補助事業を遂行することができない場合（補助事業者の責に帰すべき事情による場合を除く。）

五 グリーンローン等の実行完了時点において、別紙に定める補助事業の実施に関する要件を満たさないことが明らかになったとき

六 補助事業者の責に帰すべき事情により補助金の額の確定が年度末までに終了しなかったとき

- 2 都は、第 1 項の規定に基づき取消を決定した場合は、様式 13 による交付決定取消通知書により交付を受けた者へ通知する。

(補助金の返還)

第 14 条 都は、補助事業者に対し、前条の規定による取消しを行った場合において、既に交付を行った補助金があるときは、当該補助事業者に対し、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を請求するものとする。ただし、前条第 1 項第 4 号の場合において、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りではない。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の返還の請求を受けたときは、都が指定する期限までに、当該補助金を都に返還しなければならない。

- 3 補助金の返還に係る事項は、都が様式 14 による返還請求書により通知する。

(違約加算金)

第 15 条 都は、第 13 条の規定による取消しを行った場合において、交付決定を受けた補助事業者に対し前条第 1 項の規定により返還請求を行ったときは、当該補助事業者に対し、補助金の受領の日から納付の日までの日数（都の事務処理に係る期間として都が認める日数を除く。）に応じ、返還すべき額につき年 10.95 パーセントの

割合を乗じて計算した違約加算金を請求するものとする。ただし、都がやむを得ないと認める場合は、違約加算金を免除することができる。

- 2 当該補助事業者は、前項の規定による違約加算金の請求を受けたときは、これを都に納付しなければならない。

(延滞金)

第 16 条 都は、補助事業者に対し、第 14 条第 1 項の規定により補助金の返還を請求した場合であって、当該補助事業者が、都が指定する期限までに当該返還金額（違約加算金がある場合には当該違約加算金を含む。）を納付しなかったときは、当該補助事業者に対し、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付の額につき年 10.95 パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を請求するものとする。

- 2 当該補助事業者は、前項の規定による延滞金の請求を受けたときは、これを都に納付しなければならない。

(債権譲渡の禁止)

第 17 条 補助事業者は、第 5 条第 1 項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を第三者に対して譲渡をし、又は承継をさせてはならない。ただし、都の承認を事前に得た場合はこの限りではない。

(事業報告書の提出)

第 18 条 補助事業者は、補助事業の完了した日が属する年度の終了後 30 日以内に、EPC に提出済みの事業報告書（写し）を都に提出しなければならない。ただし、当該事業報告書（写し）の提出は、定量的な二酸化炭素排出削減効果等の環境改善効果の記載のあるレポーティング書類又は環境改善効果の見込みに変動がない場合に限る。EPC に提出済みのグリーンボンド等補助対象要件確認シート（写し。ブルーローンの場合は、上記に加えてブルーローン補助対象要件確認シート）を再度都に提出することによって代えることができる。

- 2 補助事業者は、前項の報告をした場合、その証拠となる書類を当該報告に係る年度の終了後 3 年間保存しなければならない。

(資金調達支援状況報告書の提出)

第 19 条 補助事業者は、資金調達支援を行ったグリーンローン等の実行に伴い、EPC に提出済みの資金調達支援状況報告書（写し）を都に提出しなければならない。

(秘密の保持)

第 20 条 都は、補助事業者がこの要綱に従って都に提出する各種申請書類及び経理等の証拠書類等については、補助金の交付のための審査及び補助金の額の確定のための検査等、補助事業の遂行に関する一切の処理等を行う範囲でのみ使用するとともに、善良な管理者の注意をもって適切に管理するものとする。

(補助内容等の公表)

第 21 条 都は、交付を受けた者及び支援対象事業者の名称、代表者名、補助事業の対象となるグリーンローン等の内容及びグリーンローン等を実行した連携金融機関の名称等について公表することができる。

(その他)

第 22 条 この要綱に定めるもののほか、東京都補助金等交付規則（昭和 37 年 9 月 29 日規則第 141 号）、及び東京都補助金等交付規則の施行について（昭和 37 年 12 月 11 日付 37 財主調発第 20 号）の定めるところによる。その他、本事業の円滑かつ適正な運営を行うため必要な事項は、都が別途定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 5 月 21 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

別紙（第2条関係）

補助事業の実施に関する要件その他の必要な事項について

1 この要綱における用語の定義は、次の通りとする。

- (1) 「グリーンローン」とは、環境省が策定するグリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン（以下「環境省ガイドライン」という。）において掲げるグリーンローンをいう。
- (2) 「ブルーローン」とは、ICMA(International Capital Market Association)等が共同で定める BONDS TO FINANCE THE SUSTAINABLE BLUE ECONOMY - A Practitioner's Guide（以下「SBE ガイド」という。）に整合するローンをいう。
- (3) 「グリーンプロジェクト」とは、環境改善効果がある事業であり、環境・社会面からのネガティブな効果がその環境改善効果と比べ過大にならないと評価されるものをいう。
- (4) 「資金調達支援業務」とは、支援対象事業者に対し、外部レビューの付与を行うことをいう。
- (5) 「外部レビュー」とは、環境省ガイドラインにおいて掲げる外部機関によるレビューをいう。
- (6) 「登録支援者」とは、資金調達支援業務を行うこととしてグリーンファイナンスサポーターズ制度の登録を受けた者をいう。
- (7) 様式上の「登録支援者番号」とは、EPC が登録支援者に個別に割り当てた番号を示す。
- (8) 「資金調達支援計画」とは、登録支援者が行う、最長3年間の資金調達支援業務に係る計画をいう。一つのグリーンローン等の調達において複数の登録支援者が資金調達支援業務を行う場合は、各資金調達支援業務の内容を含む一つの資金調達支援計画を定めるものとする。ただし、補助金の申請は単年度毎とし、補助金交付は本補助金制度が存続している間とする。

2 対象事業の要件

本事業で補助対象となるのは、支援対象事業者に対して登録支援者が行う資金調達支援業務であって、以下のア又はイ並びにウ及びエの要件を満たす必要がある。

ア グリーンローン

- ① 調達資金の100%がグリーンプロジェクトに充当されるものであること。
- ② グリーンローンが環境省ガイドラインに準拠することについて、外部レビュー及びEPCに提出済みの資金調達支援状況報告書（写し）により確認されること。
- ③ 「クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針」に整合し、トランジションファイナンスとして資金調達するものでないこと。

上記要件を満たすかについては、EPC に提出済みのグリーンボンド等補助対象要件確認シート(写し)により確認するものとする。

イ ブルーローン

- ① 調達資金の金額の 100%が SBE ガイド又は IFC (International Finance Corporation) が定める Blue Finance Guidelines (以下、「IFC ガイドライン」という。) で定められたブループロジェクトに充当されること。ただし、SBE ガイドの、Ⅲ Table 1: Indicative Blue Project Categories のうち「2. 海洋生態系の管理、保全、回復」、「4. 持続可能な海洋バリューチェーン」、「5. 海洋再生可能エネルギー」、「6. 海洋汚染」、「8. 持続可能な海洋輸送」のいずれかのカテゴリーに該当する事業が少なくとも一つ含まれること。
 - ② 持続可能な海洋経済あるいは水インフラに関連した明確な環境改善効果があること。
 - ③ 環境改善効果が明らかにネガティブな影響を上回っていること
 - ④ 少なくとも SDGs 目標 6 又は 14 に関連したターゲットの達成に対する貢献度が明らかであること。
 - ⑤ プロジェクトの実施が他の SDGs 目標 (特に 2, 7, 12, 13) の達成に対して深刻なリスクをもたらさないこと。
 - ⑥ 他のグリーン/ブループロジェクトの実施に著しい損害を及ぼさないことが確認されていること。
 - ⑦ 調達資金の使途に、SBE ガイド及び IFC ガイドラインが定める対象除外事業 (洋上石油・ガス採掘事業、深海採鉱事業等) が含まれないこと。
 - ⑧ 当該プロジェクトのインパクトについて開示が可能であること。
- 上記要件を満たすかは、ブルーローン補助対象要件確認シート (様式第 1 別紙 4) により確認するものとする。

ウ 支援対象事業者

本事業による支援対象となるグリーンローン等を調達する支援対象事業者は、以下の①から④の要件を全て満たす必要がある。

- ① 都内に本店登記を有する企業等(ただし、財投機関、独立行政法人、地方公共団体、特殊法人、国立大学法人、学校法人、投資法人、特別目的会社、その他都が対象とすべきでないとしたものを除く。)
- ② 連携金融機関の取引先であること。
- ③ 東京証券取引所プライム市場に上場していないこと。
- ④ 令和 6 年 4 月 1 日から第 4 条に規定する交付申請までの期間内に連携金融機関からグリーンローン等の実行を受けたこと (都と金融機関との連携協定締結後に実行されたものに限る。)。なお、複数の金融機関によるグリーン

ローン等（いわゆるシンジケート型）の場合は、アレンジャーが連携金融機関であること。

- ⑤ 現在かつ将来にわたって、暴力団員等（東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。以下「暴力団員等」という。）に該当しないこと、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係等を有しないこと及び暴力的な要求行為等を行わないこと。
- ⑥ 法令等で定める租税についての未申告、滞納がないこと。
- ⑦ 公序良俗に問題のある事業を営んでいないこと。
- ⑧ 公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業を営んでいないこと。

エ 資金調達支援業務

外部レビューに係る資金調達支援業務の契約については、その中立性が損なわれることがないよう、外部レビューの結果にかかわらず当該資金調達支援業務の費用が支援対象事業者から支払われるものであることとする。

なお、当該資金調達支援業務は、ローンの内容に関する助言を行う団体（貸し手含む）から独立して行われるものであるか、若しくは、第三者評価の独立性を保つためにファイアウォール等の適切な対策が申請者において実施されていることが説明されているものとする。

3 手続の代行

補助金申請等の手続において、資金調達支援計画に含まれる、又はそれが見込まれる他の登録支援者による手続の代行を認める。

なお、補助金申請等の手続を代行する者（以下「手続代行者」という。）による補助金申請等の場合は、申請書類等に関する都からの問い合わせや訂正依頼等について、手続代行者が対応すること。

また、手続代行者を変更することは原則認めないこととする。ただし、手続代行者が資金調達支援計画への参画を取り止めた場合等、やむを得ない事情がある場合は、これを認める。

さらに、同一法人又は同一のグループ企業が複数の補助金申請等の手続代行者となる場合は、法人又はグループにおいて都との統括的な窓口となる担当者（取りまとめ役）を設置すること。

手続代行者を設置する場合も、申請者においては交付の要件等を理解し、交付要件や各種法令による規則を遵守することを要件とする。

4 資金調達支援計画と各資金調達支援業務の独立性

資金調達支援計画に複数の登録支援者に係る資金調達支援業務が含まれる場合、それぞれの登録支援者は、各資金調達支援業務を独立して実施するものとす

る。同一案件に対して、複数の登録支援者から申請が行われる場合、原則として、1者まで申請できるものとする。ただし、都が必要と認める場合については、この限りではない。

別表

1. 補助事業	2. 補助対象経費	3. 基準額	4. 補助率
外部レビュー事業	事業を行うために必要な人件費及び業務費（賃金、社会保険料、諸謝金、光熱水料、会議費、共済費、旅費、印刷製本費、通信運搬費、手数料、委託料、使用料、賃借料及び消耗品費）並びにその他必要な経費で都が承認した経費	上限1百万円（ブルーローンは3百万円）のうち 都が必要と認めた額	10分の2（ブルーローンは10分の6）